

## 第 29 号議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 22 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉センター条例（平成 14 年足立区条例第 48 号）の  
一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「知的障がい者」を「知的障がい者及び高次脳機能障  
がいによる精神障がい者」に改め、同条第 7 号を削り、同条第 8 号を同  
条第 7 号とし、同条第 9 号を同条第 8 号とする。

第 6 条第 1 号ウを削る。

第 8 条第 1 項第 2 号中「第 4 条第 4 号」を「第 4 条第 5 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高次脳機能障がい者への自立訓練事業の実施等に伴い、規定を整備す  
る必要があるため、この条例案を提出いたします。